

各国のトピックス

病院融資法案

連邦議会で可決



(西ドイツ)

連邦議会は3月1日野党棄権のもとに病院融資法を可決した。これは規定の要件を充たす病院投資に対し、連邦と邦が共同して費用を負担するもので、その所要経費は今後患者ないしは保険者がもつことになる。1972年については総額21億マルクで、その3分の1は連邦がもつ。1975年までに連邦の財政負担は2,550万マルクに達するはずである。

野党の改正案は次の4点になる。(1) 連邦は所要経費の3分の1を負担することを確保すること、(2) 民間病院の自立性をそこなわぬようにすること、(3) 病院勤務員の学校及び住宅を投資計画にふくめること、(4) 融資

と共に病院の内部秩序を改革すること。

野党の改正案は総会で否決されたが、参議院では少なくともその希望の一部はとりあげられるものと考えられる。ラインラント・ファルツ邦社会相 Geiler も連邦の費用負担が低すぎ、この状態では邦の財政危機を招くと批判している。たとえば連邦政府は46万病床の需要に対し、現実には51万床を要するし、1病床当たり10万マルクの見積りに対し、実際は12万マルクを要する。さらに物価上昇の見込みも低すぎ、特に建築費の見積りが問題である。

野党が特に問題とするのは、融資の点と同

時に、病院の内部秩序である。キリスト教同盟の意見では、受診の内容を現在のように単一化せず患者の自由にまかせる余地を与え、病院利用者の入院費は統一した基準にすると共に、患者には特別診療を受ける可能性を残しておくべきだというのである。

Frankfurter Allgemeine, 2, März.

連邦参議院は連邦議会が可決した病院融資法案を24日与野党一致して否決した。この結果この法案は両院協議会に付せられ、4月中旬までは審議されないこととなり、政府は病院について特別の予算措置を講じえないこととなる。

各邦の代表者が一致して指摘する点は、連邦が所要経費の3分の1を負担するというのではこの法律は空洞化するといふのであった。たとえばバイエルン邦社会相 Pirkel は、1972年連邦は、実際の経費の3分の1をもととすれば11億マルク準備しなければならなかったはずであるが、7億マルクしか考えていない(連邦の計算では総額21億マルクである)、と述べその他各邦とも連邦の出資増額を訴えた。

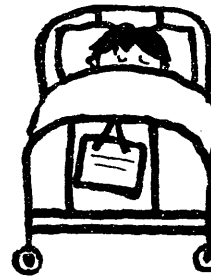
連邦保健相 Strobel はこれに対し、各邦はその権限内で財政負担を増大せしめる可能性をもっているのに対し、連邦には現状以上の負担は無理であると説いた。

Frankfurter Allgemeine, 25, März.

(5月19日の両院協議会の結果法案は一部変更して参議院を通過し、1973年の政府投資額は900億マルクとなった)。

(安積鋭二 国立国会図書館)

当面する病院の問題



(西ドイツ)

[西ドイツでは最近病院を中心とする問題が屢々新聞雑誌でとりあげられており、別掲病院融資法も病院設備改善のための一つの努力の現われであるが、4月1日の*Frankfurter Allgemeine* 紙に Peter Hort は西ドイツの病院が老朽化しており、さらに医療補助員が大量に不足している現状を詳細に説いた後、改善のために10の提唱をしている]。

病院、医師、看護婦、患者——要するにわ

れわれすべてはもっと良い診療を受けることができる。病院は決して救貧院ではないのである。しかしながらそのためには次の誤解を取り除かねばならない。

1. 病院がもっている博愛的公益的機能はもともと営利的思想を排除する、と考えるのは誤謬である。高度に技術化され微妙な病院組織には特別の指導技術が必要であり、医師、経済人、技術者は共同してこれに参加し

なければならない。

2. 病院は「管理」されるだけでなければならない、と考えるのは誤謬である。近代的なマネジメントが必要である。大病院では医師、営業、看護の各主任者のほかに技術者(技師)がいなければならない。

3. コンピューターおよびその他の合理化手段は病院には無用である、と考えるのは誤謬である。最新式の計算機を備えてこそ、病院の複雑な仕事(期限計画、医学技術的評価、病歴簿集中管理、倉庫管理、帳簿整理)は可能となる。

4. 病院には正規の企業計算はいらない、と考えるのは誤謬である。私経済におけると同様、費用の分類、種目別計算を行わなければならない。

5. 病院への投資は償却する要はない、と考えるのは誤謬である。経済性計算は不可欠である。器具が高価であればあるほど、隣接病院との協力が必要である。

6. 病院融資法が病院のかかえている財政上の問題を救ってくれると考えるのは誤謬である。公的な補助は病院をいつまでもいやし